

憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

第 10 回 幸福追求権 (2)

3. 自己決定権

- ・ 自己決定権とは、個人の人格的生存に関する重要な私的事項を公権力の介入・干渉なしに各自が自律的に決定できる自由である。
- ・ 自己決定権の内容としては、(1) 自己の生命や身体の処分に關する事柄、(2) 家族の形成・維持に關する事柄、(3) リプロダクションに關する事柄、(4) ライフスタイルに關する事柄などが挙げられる。
- ・ 最高裁判所は、上記 (1) に關して、エホバの証人輸血拒否事件最高裁判決 (最判平成 12 年 2 月 29 日民集 54 卷 2 号 582 頁)) で、自らの信仰する宗教の教義により、輸血を伴う医療行為を拒否している患者に対して、医師が輸血を行ったことに関して、損害賠償請求を認め、(4) に關して、喫煙の自由について、「喫煙の禁止は、煙草の愛好者に対しては相当の精神的苦痛を感ぜしめるとしても、それが人体に直接障害を与えるものではないので」るから、「喫煙の自由は、憲法一三条の保障する基本的人権の一に含まれるとしても、あらゆる時、所において保障されなければならないものではない」と判示している (最大判昭和 45 年 9 月 16 日民集 24 卷 10 号 1410 頁)。そのほかに、修徳高校パーマ自主退学事件最高裁判決 (最判平成 8 年 7 月 18 日高民集 51 卷 1 号 1 頁)、東京学館高校バイク自主退学事件最高裁判決 (最判平成 3 年 9 月 3 日判時 1401 号 56 頁)。

4. 環境権

- ・ 環境権とは、健康で快適な環境の享受を妨げられず、また、そのような環境の保全を請求する権利である。
- ・ 環境権は 13 条と 25 条によって保障されるべきと通説はいうが、環境権を真正面から承認した判例はない（大阪空港事件最高裁判決（最大判昭和 56 年 12 月 16 日民集 35 卷 10 号 1369 頁））。
- ・ 環境権は、裁判において、それに基づいて損害賠償や差止めを求めうる具体的権利ではないと解する見解が通説である。

Quiz

Q10 憲法の明文で規定されていない権利・自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。

- ア. 国民の私生活上の自由は国家権力の行使に対して保護されるべきであるが、指紋は個人の私生活や内心に関する情報ではないので、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するとまではいえない。
- イ. 何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有するから、犯罪捜査の必要上、本人の同意や令状がなくとも、警察官が犯人の容ぼう等を撮影することは一定の要件の下で許されるものの、その際に第三者が写らないようにしなければならない。
- ウ. 住民基本台帳ネットワークシステムにより行政機関が住民の本人確認情報を収集、管理又は利用する行為は、当該住民がこれに同意していなくとも、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものではない。